

九大医人二第41号
令和7年12月19日

各 位

九州大学大学院薬学研究院薬理学分野
助教候補者選考委員会委員長
九州大学大学院薬学研究院長
小 柳 悟

薬学研究院薬理学分野助教候補者の推薦について（依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本研究院薬理学分野では助教（有期教員）の候補者を公募することになりました。

本専攻分野では、疼痛メカニズムに関する教育研究を行っています。そこで、疼痛の中
枢神経系における回路・ネットワークに焦点を当て、ウイルスベクター等を用いた神経細
胞および神経回路の選択的機能制御技術を駆使した研究、ならびに急性および慢性疼痛に
関連する行動解析において優れた業績を有し、かつ、薬学における当該分野の教育・実習
を一部担当できる優秀な若手研究者を募集します。

つきましてはご多用中誠に恐縮に存じますが、適任者がおられましたらご推薦賜りたくお
願い申し上げます。

敬具

1. 雇用期間

採用日（令和8年4月1日以降できるだけ早い時期）から5年間（雇用期間の更新無し）

※本職種は、当研究院の人事の運用上、採用当初、「教員（年俸制）」として雇用し、欠
員状況に応じて「有期教員」（承継教員）の年俸制に切替えます。

なお、欠員状況によっては、採用当初より「有期教員」（承継教員）として採用される場
合があります。

また、本学における2回以上の有期労働契約の通算は10年を超えることができません。

2. 応募資格

博士の学位を有する、または着任までに取得見込みの方。

3. 提出書類（提出書類は返却しません。）（様式はA4判サイズ）

1) 履歴書（写真貼付）

2) 業績目録

3) 主要原著論文10篇以内

4) 推薦書（自薦他薦は問わない）及び本人について問い合わせの出来る方の
氏名と連絡先

4. 応募締め切り

令和8年1月7日（水）正午（メール必着）

5. 提出先、提出方法

提出書類一式を1つのフォルダにまとめて、九州大学ファイル共有システム(Proself)の下記のURLへアップロードしてください (PDF、Word、Excelのみ)。

各ファイル名は「応募者氏名_書類名」、フォルダ名は「応募者氏名」としてください。
(アップロード先 URL)

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/XqptgM6JSsAL1QSJJiP9VU2euYmzyQ5mnE9TYLd1-n9r>
パスワードは不要。

なお、アップロードした旨を、メールにて ijsjinji2@jimu.kyushu-u.ac.jp (医系学部等事務部総務課人事第二係) へご連絡ください。

6. 問い合わせ先

九州大学大学院薬学研究院・薬理学分野
助教候補者選考委員会委員長 小柳 悟
電話：092-642-6611
E-mail : koyanagi@phar.kyushu-u.ac.jp

7. 職業安定法に基づく明示事項

(1) 業務内容

教育・研究

(2) 就業場所

薬学研究院（福岡市東区馬出3-1-1）

(3) 就業時間、休憩時間、時間外労働

同意に基づき、専門業務型裁量労働制（みなし労働時間：1日7時間45分）

(4) 休日

土日、祝日、12/29～1/3

(5) 賃金

「教員（年俸制）」の際は、年俸制（基本年俸、諸手当）

「有期教員」の際は、令和2年4月1日導入の年俸制（基本年俸、業績給、諸手当）

なお、両者の年間の給与水準はほぼ同様であり、年俸額については経験等に基づき

本学の関係規程により決定します（詳細は担当係へお尋ねください）。

(6) 加入保険

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

(7) 募集者の氏名又は名称

九州大学大学院薬学研究院

(8) 受動喫煙防止の状況

敷地内全面禁煙

8. その他

○九州大学では、教員・研究者の研究環境向上のための支援を実施しています。

- ・研究費獲得支援

- ・研究費獲得支援プログラム

- ・国際的研究費獲得支援 他

- ・主に若手研究者を対象とした支援

- ・研究スタートプログラム

- ・研究機器・設備の共用体制整備 他

- ・出産・育児などのライフイベントに伴う研究継続支援
- ・学内保育施設（ひまわり保育園、たけのこ保育園）
- ・ベビーシッター利用補助制度 他

上記以外の支援や制度詳細は、九州大学HPをご覧ください。

九州大学HP>九州大学について>教員・職員公募情報>研究者支援制度一覧
(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/career/support>)

○過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。